

指定文化財保存奨励金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市文化財の保護・保存を図るため、奨励金の交付に必要な事項を定めるものとする。

(奨励金対象経費及び奨励金)

第2条 奨励の対象となる経費は、文化財の保護・保存に要する経費とし、奨励金の額は予算の範囲内において教育委員会が別に定める額とする。

(交付の申請)

第3条 奨励金の交付申請は、郡山市文化財保存活動現況報告書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業活動調書
- (3) 保護・保存状況を示す写真
- (4) その他教育委員会が指示する書類

(交付の条件)

第4条 交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 奨励金を目的以外に使用してはならない。
- (2) 奨励金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該事業の完了した日の属する年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(奨励金の支払い)

第5条 奨励金の支払いは、12月とし、申請口座に振り込むものとする。

平成10年6月1日